

赤穂城南緑地運動施設使用条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月27日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市規則第5号

赤穂城南緑地運動施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

赤穂城南緑地運動施設使用条例施行規則（昭和46年赤穂市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第6条の2を次のように改める。

（野球場の照明施設使用）

第6条の2 野球場の照明施設を使用しようとする者は、条例第10条の規定により当該照明施設の使用時間に応じた使用料を前納して当該時間分の照明設備使用券（様式第5号）の交付を受けるものとする。

第12条第1項第1号中「こえて」を「超えて」に改め、同項第5号中「うけた」を「受けた」に改める。

様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

様式第4号（第6条関係）

《発券日》	発券 NO.	《発券日》	発券 NO.
		領収書	
陸上競技場		陸上競技場	
一般（個人）		一般（個人）	
発券時間	¥ -	発券時間	¥ -
赤穂市		赤穂市	

《発券日》	発券 NO.	《発券日》	発券 NO.
		領収書	
陸上競技場		陸上競技場	
学生（個人）		学生（個人）	
発券時間	¥ -	発券時間	¥ -
赤穂市		赤穂市	

《発券日》	発券 NO.	《発券日》	発券 NO.
		領収書	
テニスコート		テニスコート	
1面（1時間）		1面（1時間）	
発券時間	¥ -	発券時間	¥ -
赤穂市		赤穂市	

様式第5号（第6条の2関係）

《発券日》	発券 NO.	《発券日》	発券 NO.
		領収書	
野球場		野球場	
照明設備使用券1時間		照明設備使用券1時間	
発券時間	¥ -	発券時間	¥ -
赤穂市		赤穂市	

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。